

令和4年3月24日

令和4年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

令和4年第1回（3月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和4年3月24日（木）午前10時40分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野 学
4番 中原 晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 小川日出夫	9番 竹原伸晃
10番 和田勝弘	11番 出口 実	12番 道工晴久

欠席議員 0名、欠 員 1名、傍 聴 2名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 危機管理監	増田 明
副町長 中口守可	兼危機管理担当課長 総務部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡裕二	兼財政改革部理事 総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則
財政改革部長 相馬進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長 松井清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和4年3月1日から3月24日（24日）

○会議録署名議員

4番 中原 晶

5番 坂原 正勝

議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	三常任委員長報告
日程第 3 議案第21号	工事請負契約の変更について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）
日程第 4 議案第22号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第23号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第24号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第25号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第26号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第14次）について
日程第 9 議案第27号	令和4年度岬町一般会計補正予算（第1次）について

(午前10時40分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時40分です。

本日の出席議員は11名、欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、諸般の報告を行います。

過日、3月3日、大阪府町村議会定例総会におきまして、竹原伸晃君が大阪府町村議長会会長から「永年勤続議会議員表彰」を受けられましたので、伝達式を行います。

竹原伸晃君は、演台前にお越しく下さい。

(表彰状授与)

○道工晴久議長 表彰状 岬町議会 竹原伸晃殿。

あなたは、10年以上にわたり町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与、貢献されました。その功績は誠に顕著であります。

よって、ここに表彰します。

令和4年3月3日

大阪府町村議長会会長 辻本 馨

代読 おめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈でございます。

田代町長は演台前にお越しく下さい。

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 竹原伸晃様。

あなたは多年にわたり、岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与されました。その功績は誠に顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和4年3月24日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 ただいま、感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられました竹原伸晃君より、謝辞を述べたいとのことでございますので、これを許可いたします。どうぞ。

○竹原伸晃議員 貴重な時間を頂き、誠にありがとうございます。

このたび、私の10年という区切りに当たりまして、町村議長会から表彰状を頂きました。これはひとえに、私をこの場に送り込んでいただきました岬町の住民の皆様感謝するとともにですね、この場でしっかりと仕事をさせていただく礎をつくっていただいた理事者の皆様、田代町長を筆頭として、いろいろと私を育てていただきました。感謝いたします。ありがとうございます。

それと、議会に上がってきたときは、何も、右も左も分からないところから、諸先輩の議員の皆様に取り組み教えていただいたこともあり、また、同僚議員の皆様には切磋琢磨して、少しでも岬町をよくしていこうという議論を闘わせました。

この議員活動をさらにですね、しっかりと地に足を付けて、今後も邁進していくつもりでございますので、ここにおられる皆様には、今後ともご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、ご挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 表彰を受けられました竹原議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本堂にご苦労さまでございます。今後とも、より良い岬町のためによりよくお願いを申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○道工晴久議長 日程第2、三常任委員長報告を議題といたします。

3月2日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託いたしました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただきました結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、出口 実君。

○出口 実事業委員長 皆さん、改めましておはようございます。

議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

3月2日の本会議において本委員会に付託されました5件の案件については、3月8日に委員

会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、皆さんに配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第2号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第9号、令和4年度岬町下水道事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第10号、令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第16号、町道路線の廃止及び認定については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件について、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いました。その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答など詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、ご参照のほどお願いいたします。

議案第2号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）について、本委員会に付託された

案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第3号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第4号、令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第7号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第8号、令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第11号、令和4年度岬町介護保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第19号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告ですが、委員会当日、委員長の職務代理を務めました奥野副委員長の報告を求めます。よろしく申し上げます。

○奥野 学総務文教副委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

なお、委員会当日、委員長の職務代行を務めた副委員長である私が代理で報告いたします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託された9件の案件については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

議案第2号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第5号、令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第12号、令和4年度岬町淡輪財産区特別会計予算についてから、議案第14号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの3件は一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第17号、岬町庁舎整備基金条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第18号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員会記録のとおり、質疑はなく、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第20号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された9議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教副委員長の報告が終わりました。

ただいまの副委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第2号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第2号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第13次）について、一言意見を申し上げて、賛同したいと思います。

この提案の中には、総務文教委員会の折に確認されたとおり、小学校のトイレの洋式化や臨時休校に備えたオンライン授業実施にかかる予算化が含まれており、前向きなものであると考えるものであります。また、事業委員会で、通学路の安全対策工事についても審査されたところで、これについても前向きな予算化であると評価するものであります。

しかしながら、もう一方で、厚生委員会の審査において、保育士等の処遇改善についてお聞きいたしましたところ、対象が公立保育所で働いておられる会計年度任用職員や学童保育の指導員、看護師、そして海星幼稚園、教円幼稚園の先生方に限られるということが確認されたところであります。

ケアワーカーの処遇の改善は、以前から課題となっており、今回、1人当たり3%程度、およそ9,000円の給与の引下げは少ないとはいえ、必要な手当てであると考えられるものであります。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、対象から正規の職員が除外されている、このことが問題として残されております。同じように子どもたちと接し、子育て支援や家庭への支援を行っている方々が、全てこの恩恵に預かれるべきだということは、厚生委員会の中でも主張したところであります。

さらに、会計年度任用職員、従前では臨時職員という言い方をしておりましたが、この方々については、子育て支援センターに勤務する保育士は対象外となるということも確認させていただきました。これらの方々については、町の予算を独自に手当てしてでも給与の引上げを実施すべきであるということを改めて申し上げるものでありますし、正規職員の皆さんについては、全国的に見ますと少ないとはいえ、条件を整えて給与の引上げを行っているところもあることから、条件を整えれば可能であるということを、改めてこの場で主張するものであります。

今後、処遇の改善にさらなる努力を求めて賛同するものであります。

○道工晴久議長 中原議員に申し上げます。

今、討論の中で、9,000円の引下げとおっしゃったのですが、引上げだと思っておりますが、訂正をお願いします。

中原君。

○中原 晶議員 ご指摘ありがとうございます。およそ9,000円の引上げでございます。失礼いたしました。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これですべての討論を終わります。

なお、これから議案の採決がござりますが、小川議員におかれましては、病氣療養中のところ、本日出席していただいておりますので、着座のままでの採決を議長のほうから許可をしたいと思います。よろしく願いしておきます。

これより、議案第2号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号「令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、議案第4号「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）について」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、議案第5号「令和3年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について」
討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「令和4年度岬町一般会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

竹原君、反対ですか。賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成しかねる立場でありますので、先に。

○道工晴久議長 はい、どうぞ。

○中原 晶議員 はい、ありがとうございます。

議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算について、討論を行います。

来年度の一般会計予算については、各種住民要求に応える前向きな施策が数多く認められると考えるものでありますが、かねてから繰り返し求めている改善がなされないまま執行されようとしている事業や、国、大阪府の制度改悪から住民を守る取組が不十分であると考えことから、賛同するには至らないところであります。

長く続くコロナ禍の下で、住民の命と暮らし、地域経済を支える中小業者の営業を守るという点においては、地方自治体としてさらなる役割の発揮が求められることを改めて申し上げたいと思います。

子育て支援策については、年々改善の努力が行われてきておりまして、継続、拡充が見られるところであり、前向きに評価できるものであります。とりわけ、こぐま園に通う子どもたちの給食費を無償にするという決断が反映された予算となっており、障害児の保護者の要望に応える前向きな改善と評価するものであります。

たびたび求めておりますが、ゼロから2歳の保育所に通う課税世帯の子どもたちへの拡充についても、この場で改めて求めておきたいと思っております。

さらに、淡輪保育所については、老朽化への対応がなされる予算が確認されたところでありますが、厚生委員会の折に、議長がご指摘なさったとおり、滑り台の撤去については、災害時の避難路の確保について、私も懸念するところであります。

また、コミュニティバスの運営については、コロナ禍の下で利用者の減少が見られるところではありますが、利用者の要望に応える拡充が進められてきたと認識するものであります。何よりも乗車料金を据え置き、運行を継続してきたことそのものは評価に値するところであります。今後さらに、停留所へのベンチや日よけの設置を進めるなど、改善が必要であります。

そして、利用者の最大の願いである便数を増やすことにも、意欲的に挑戦することを改めて求めるものであります。

さらに、町民体育館へのエアコン設置や、図書館建設事業に着手することは、住民要求に応えるものと前向きに評価できると考えるものであります。

しかしながら、過去から繰り返し求めている改善が、来年度においても図られないことも同時に確認されたところであります。

第一に、大阪府の福祉医療制度の改悪の問題であります。

老人医療費の助成制度というのが、大阪府の福祉医療制度の中にありますが、これまでも繰り返し、大阪府の冷酷な対象者切り捨てを批判してきたところではありますが、岬町からは、大阪府に対して経過措置の延長を求める意向も表明されたところではありますが、無慈悲にも制度の廃止が強行され、岬町独自の救済策についても講じられないことが確認をされました。

今後、この分野における影響がどのように及んでくるのか、大きな懸念と考えております。

2つ目に、就学援助の問題であります。

かねてから求めてきた就学援助制度の基準の緩和は来年度も行われたい見通しであります。子

どもの貧困の解決のために、対象者の拡充を繰り返し求めてまいりましたが、反映されておりません。

提出いただいた資料によりますと、就学援助の利用率は僅かに減少傾向にあるようですが、今年度においては小学校で14%、中学校で19%と、1クラス平均して5、6人の就学援助を利用する子どもがいる計算となります。コロナ禍の下で、一層深刻になっている子どもの貧困問題の解消のためにも、思い切った改善が求められるところであります。

3つ目に、各種相談事業について指摘したいと思えます。

毎年のように指摘をさせていただいておりますが、法律相談事業と地域就労コーディネーター事業、人権相談事業、総合生活相談事業における利用率や事業費の乖離の改善を一貫して主張してきたところでありますけれども、来年度も見直しがなされない見通しであります。様々な相談の機会を数多く保障することは、住民の利益にかなうものであります。提出いただいた資料によりますと、コロナの影響もあってのことと推測はできますが、あまりにも均衡が図られていない実態が継続し、より顕著になっていると考えるものであります。合理性と整合性のある見直しの検討を求めるものであります。

新たな岬公園づくりについても言及させていただきます。

コロナの影響や事業の大きさからしまして、やむを得ない事情はお察ししますが、選定作業の遅れが見られ、議会に対する説明も不十分に感じているところであります。事業委員会で求めた資料の内容についても、詳細が正確に把握できない点が残されておりまして、今後の情報開示が速やかに、かつ適切に行われるよう求めるとともに、岬町が掲げている4つの基本方向が実現されるよう、改めてこの場で求めるものであります。

国と大阪府による冷たい政治から住民を守る役割が、長引くコロナ禍の下で、かつてなく強く求められているところであります。最も身近な地方自治体として、住民を守る防波堤としての役割が、これまでに増して一層求められていることは言うまでもありません。

岬町においては、様々な制約がある中、努力は重ねられていることは認めるものであります。住民の暮らしや事業者の影響は深刻さを極めている中では十分とは言えず、来年度予算については賛同するに至らないところであります。

○道工晴久議長 次に、賛成の方の発言を許可します。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第6号、令和4年度岬町一般会計予算について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

事業委員会や総務文教委員会でもこの賛成討論をさせていただきましたが、特に事業委員会につきまして、みさき公園事業、こちらをしっかりと取り組むといったことが明らかになっておりまして、今後の展開に期待するものでございます。

また、2つの道の駅に関すること、観光施策のところでございますが、やはり岬町はこれから、どれだけ流入人口を増やしていくということに力を入れる、そこにも予算がついており、議会としても承認するものだ。大阪におきましては、2025年に万博が迫ってきております。重要なところでございますので、観光のところはしっかりとこれからも伸ばして行っていただきたいと思っております。

総務文教委員会付託分におきましても、消防費の組合負担金の大幅軽減について、これは町長が副管理者となって出て行っていただいて、行革を進めたところを評価するものであり、そしてまちづくり施策についてもいろいろな取組が見えてまいりました。定住促進につきましても、いろいろなメニューが用意されていることを評価させていただきたいと思っております。

全体的につきまして、田代町長、13年目ですか、4期目の初年の予算組みについての今回の審査でした。大きな方針転換ではなくて、着実に一つ一つ住民の声を反映したものと捉えさせていただきました。その辺を評価とさせていただいて、賛成討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 次に、反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なければ次に、賛成の発言を許可します。

辻下正純君。

○辻下正純議員 令和4年度一般会計予算について、私、辻下のほうから、賛成の立場で討論させていただきます。

本会議場で令和4年度の町政運営方針や主要な事業の説明を受けるとともに、委員会では私のほうから質問させていただき、明快な答弁を頂きました。我が岬町においても、少子化、高齢化が進み、厳しい財政状況の中においても、子育て支援、教育、観光など、町の魅力を高める事業が予定されていることを理解いたしました。

新型コロナ対策については、いまだ感染症収束が見通せない中で、田代町長が先頭に立ってリーダーシップをとり、推進していることを、私は高く評価しております。引き続き住民ニーズをしっかりと把握し、住民サービスを意識したきめ細やかな町政の運営を願うものであります。

田代町長のますますの堅実な町政運営に期待を込めまして、私の賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

奥野 学君、賛成ですか。反対ですか。

○奥野 学議員 賛成です。

○道工晴久議長 はい。奥野 学君。

○奥野 学議員 第5次総合計画に基づき、令和4年度一般会計予算編成においては、福祉、子育て、教育、産業、観光、生活環境、都市基盤など、各分野におきましてきめ細かい予算配分がなされています。

令和4年度最重要課題であります新たなみさき公園の再開に向けての事業者の決定、及び関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致をどんどん推進していただきたいと考えます。また、過疎対策事業債を有効に利用して、できるだけ余剰金を確保し、本庁舎建替え積立金に回していただきたいと考えております。

よって、令和4年度一般会計予算においては、賛成といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「令和4年度岬町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第7号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

厚生委員会の審査において、来年度保険料について、恐らく上昇傾向が避けられないだろうということを確認させていただきました。高い保険料の引下げを願う加入者の立場から、賛同しがたいと考えるところであります。

国民健康保険については、都道府県化が持ち込まれて、今後、岬町としてもさらに手足を縛られる傾向が強まると考えられるところであります。根本的には、国の制度改定が必要であり、市町村の独自性を奪う性質である国民健康保険の都道府県化そのものの在り方に承服しかねると考えるものであります。

今後の保険料の引下げと人間ドックや脳ドックの補助金の上限の引上げを求めて、本会計については賛同しかねると考える立場を表明いたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第8号、令和4年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

厚生委員会の審査の折にも申し上げましたが、この後期高齢者医療については、75歳以上になりますと、強制的に加入させられる無慈悲な制度だと考えるものであります。高齢になればなるほど、医療にかかる必要性が増していくのが当然のことでありまして、高齢の方だけを囲い込んで、2年に1回の保険料見直しの下にさらすという制度そのものを速やかに廃止すべきと考える立場であります。

加えて申し上げますが、かつて行われていた保険料の軽減措置が完全に撤廃され、より重い負担が課せられているにもかかわらず、岬町として独自の軽減策をとらない、またとることが非常

に困難であるという制度の在り方そのものも承服しがたいと考えるものであります。

繰り返し申し上げますが、この制度そのものの速やかな廃止を求めて、反対と申し上げておきたいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「令和4年度岬町下水道事業特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「令和4年度岬町介護保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第11号、令和4年度岬町介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

厚生委員会の審査時にも申し上げたとおり、介護保険料の重い負担の改善が求められるところでもあります。しかしながら、来年度においても高い保険料が維持されることが確認され、また、それに対する特段の手だても取られないということが確認されたところでもありますので、賛同しかねる立場であります。

委員会の中で確認をさせていただきましたチェックリストに基づく運用については、引き続き適切な運用が図られていると考えるものでありますが、地域包括支援センターの運営については、安定的かつ利用者の利益にかなう運用をこの場でも求めておきたいと思っております。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第11号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「令和4年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第12号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「令和4年度岬町深日財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「令和4年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「町道路線の廃止及び認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 はい、それでは中原君。

○中原 晶議員 議案第16号、町道路線の廃止及び認定について、反対の立場から討論を行います。

事業委員会審査の場でも申し上げましたが、この予算の中には、孝子のバイパス周辺工事と併せて、淡輪停車場線の町道認定に関わる提案がございます。淡輪停車場線の町道認定については、積年の願いである踏切の拡幅が実現される見通しとなり、淡輪小学校の子どもたちや、踏切を利用する方や、車両についても安全が確保でき、大変喜ばしいところであります。

しかしながら、事業委員会の中でもお聞きしたとおり、何年もかかる整備工事であるにもかかわらず、大阪府が着手前から町道として認定させるというのは、納得ができません。問題は、歩道の位置であります。現在、学校が通るようにと指導している道路の大阪側ではなく、和歌山側に歩道が設置される計画となっており、大阪府は住民や保護者の反対の声を抑えるために町道認定を急がせているとしか、私にとっては考えられません。

和歌山側に歩道をつけるとなると、子どもたちの登下校時には、道路を横断しなければならなくなり、踏切は安全に通行できるようになっても、新たな危険が発生することになります。PTAや住民への説明も不十分なまま町道認定をすることは、岬町が大阪府の言いなりに反対の声を抑える事業を進めようとする立場にほかならないと考えるものであります。住民合意が得られていると言えない以上、到底賛同はできないと考えるものであります。

○道工晴久議長 次に、賛成の方の発言を許可します。ございませんか。

竹原君、賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 竹原君。

○竹原伸晃議員 議案第16号、町道路線の廃止及び認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

2点あり、というか、審議内容に孝子地区の話と淡輪の停車場線の話があって、今回は淡輪地

区の話が賛成の内容なのですが、何を優先すべきか、これは事業委員会でも申し上げましたが、しっかりと計画を進めていく、これを優先すべきではないかというのが私の立場です。計画があつてなかなか前に進まなかったこと、それを大阪府と岬町と、そして南海電鉄と三者でしっかりと進めていただく、そのためには、計画どおりこのように、岬町が町道認定するということが必要だということならば、しっかりと進めていく。そして、1年、2年、3年とかかる事業ではございますが、着実に工事まで見届けていくのが、私たちの責任と感じており、その点を評価させていただきたいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第16号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「岬町庁舎整備基金条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第17号、岬町庁舎整備基金条例の制定について、一言意見を申し上げて、賛同したいと思います。

この提案については、総務文教委員会に付託されておりましたので、私は審査に直接関わることができなかったという事情もありまして、この場で意見を申し上げたいと思います。

庁舎整備のための基金をつくるというご提案ですが、その中で管理について記載されております。基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができ

るとありますので、この有価証券の運用については、慎重にさせていただきたいと、この場で改めて申し上げておきたいと思います。

申し上げるまでもありませんが、お預かりする基金については、住民全体の財産であり、この基金条例のみならず、ほかの基金の管理にも通じるところでありますけれども、確実な管理を行っていただきたいと要望申し上げて、賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第18号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、懸念がありますので、反対の立場から討論に加わります。

まず1点申し上げるのは、消防団員の訓練や出動にかかる報酬を増額するという提案が含まれておりまして、これは、提案理由にあるとおり、団員数の確保や地域防災力の充実・強化を図る点で適切な措置であると認めるものであります。

もう一方で、学校運営協議会の委員報酬が提案されております。これについては、2004年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改定が行われたことに伴って、教育委員会の指定する学校に学校運営協議会を設置することができるとされたものであります。この協議会の委員構成や選任の在り方には問題があると考えられるものであります。

法文上、委員に校長や教職員、そして子どもが含まれておりません。それから、委員が教育委員会の任命によって決められることから、教育委員会の方針を推進、監視をする役割として、恣意的に利用されかねないという危険性があると考えられるものであります。

学校に求められているのは、教職員、保護者、地域住民、加えて子どもたちが一体となって進める学校や地域づくりであり、今、何よりも求められているのは、教員の増員であることをこの場で改めて申し上げたいと思います。

先ほど申し上げたような懸念があるために、この提案については賛同しかねる立場であります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

竹原君、賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 竹原君。

○竹原伸晃議員 私から、この議案第18号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

こちら二本立てといたしますか、消防団員等の報酬見直しということで、提案理由のそのものでございます。団員数を確保し、地域防災力の充実・強化を図ると、この点に関して、岬町はやはり人口減少ということから、団員数の確保、課題は大きいところに一步踏み出していただいた、もう数十年、数十年もたたないと思いますけれども、10年以上ぶりの改定だと感じておりまして、大きな決断であったと評価させていただきます。

そしてまた、学校運営協議会のほうにつきましても、地域の人を登用する新たな制度ということに関しまして、やはり現場の教員だけでは目に届かないところを地域力でカバーすると、もう町ぐるみで子育てを進めていこうというもののように感じておりますので、その点も評価させていただき、賛成討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第18号を起立により採決します。

本件について、委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長、委員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

あと、審議につきましては、関係職員のみ残っていただき、他の方につきましては、理事者の方は、退席をいただきたいと思います。退席の間、暫時休憩したいと思います。できるだけ早く

進めたく思いますので。

(理事者退席)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議案第21号「工事請負契約の変更について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第21号、工事請負契約の変更について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）をご説明いたします。

本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前、5,012万7,000円、うち消費税及び地方消費税の額455万7,000円を、変更後、6,207万7,400円、うち消費税及び地方消費税の額564万3,400円に変更するものでございます。

変更契約金額としては、1,195万400円、23.8%の増額となります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川西畑785番地、有限会社岬造園土木、代表取締役、由村義廣でございます。

主な変更内容につきまして、ご説明をいたします。議案書に添付しております参考資料の1ページをご覧ください。

本工事の工事箇所は、府道岬加太港線から健康ふれあいセンター、美化センターへ向かう道路となります。2ページに工事変更箇所を、3ページに主な変更内容を記載しております。

3ページをご覧ください。

①土工につきましては、現道の急勾配区間を緩やかにするため、現場掘削土を用いて盛土を計画しておりましたが、盛土に用いる現場掘削土の検査を行ったところ、セメント改良の必要が生じたことや盛土などに伴う通行車両のタイヤのめり込み等の安全対策のため、厚み15センチの碎石敷きが生じ、また、各施設の運営に影響が出ないように、2回に分けて盛土を行うもので、変更金額は199万2,000円でございます。

②擁壁工につきましては、土地の協力をいただいた地権者と協議を行った結果、ブロック積み擁壁が追加となり、さらに道路線形の変更に伴い、一部擁壁の追加が生じたもので、変更金額は

351万2,000円でございます。

③復旧工につきましては、機能回復を図るため、既設のフェンスの再利用を試みましたが、フェンスの腐食が著しく、再利用が困難となったため、新たにフェンスを設置するもので、変更金額は132万5,000円でございます。

④撤去工につきましては、既設アスファルト舗装厚を5センチとして想定しておりましたが、現地掘削の結果、舗装厚が15センチと判明したことや、自由勾配側溝を設置した際、コンクリート構造物（旧路側）が縦断的に埋設されており、撤去が必要となったことから、アスファルト舗装厚の違いによる撤去数量の追加、コンクリート構造物の取壊しの追加をするもので、変更金額は348万5,000円でございます。

⑤仮設工につきましては、車両の往来が多く、現道幅員での片側規制で工事を行うと、各施設の運営に支障を来す恐れが生じたため、仮設道の設置を行うことで幅員を確保し、施設利用者や美化センター関係車両の通行の安全を図るもので、変更金額は163万6,000円でございます。

以上が、令和3年度岬町美化センター連絡線道路改良工事の主な変更内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第21号、工事請負契約の変更について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）について、一言申し上げて賛同したいと思います。

先ほどご説明をいただいたところではありますが、この案件については、昨年の9月議会にもともにご提案いただいたものから、着手して初めて様々な改変が必要になるということが発覚したということだろうと理解するところでもあります。実際の工事については、そういったことも起らざるを得ないのだろうと思いますけれども、これは入札案件でありましたから、こういったことが今後またたび発生するようであればですね、競争入札の前提が崩れることになってしまいますので、そういったことがないように、計画や設計については、もちろん詳細に緻密になさっているところとは思いますが、今回のような変更の提案が度重ならないように求めて、賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号「工事請負契約の変更について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第21号は可決されました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第4、議案第22号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、国家公務員の育児休業制度の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を見直すため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正の背景といたしましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関し、昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員にかかる妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため

に講じる措置が明記されており、関連措置のうち、令和4年4月1日に施行予定の部分を、国家公務員の育児休業制度の改正に準じて改正する次第でございます。

改正概要としましては、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、育児休業等の取得状況の公表などの改正内容でございます。

それでは、具体的に、改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書、新旧対照表をご参照ください。

まず、改正案文第2条、育児休業をすることができない職員の部分です。

第2条、第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」と改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

この部分ですが、非常勤職員は1年以上経過しないと育児休業ができないという規定を削除することにより、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するための既定改正であり、削除により条文の繰上げ、字句修正もいたしております。

次に、第17条、部分休業をすることができない職員の部分です。

第17条中「次の各号のいずれかに該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の」に改め、同条各号を削る。

これは、育児や介護による部分休業できない非常勤職員の取得要件から、1年以上の在職要件を削除し、短時間の会計年度任用職員も部分休業ができるよう、規定改正するものです。

次に、第21条を第23条とし、第20条の次に新たな条文2つを加え、以降の条文を繰り下げるものです。

まず、追加条文の第21条、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等でございますが、職員またはその配偶者が妊娠し、出産したことなどを申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度を知らせ、当該職員の意向を確認するため、面談等を実施することを義務づけ、育児休業の申出を理由とする不利益な取り扱いを受けないよう、義務づけるものです。

次に、追加条文第22条、勤務環境の整備に関する措置ですが、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業にかかる研修の実施や、育児休業に関する相談体制の整備を義務づけるものです。

最後に附則ですが、国家公務員に準じて、令和4年4月1日から施行するものです。

改正内容の説明は以上です。追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 審議途中でございますけれども、間もなくお昼になると思いますが、若干延長させていただきます。本会議だけは終了したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 よろしくお願いたします。

それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第22号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第23号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第5、議案第23号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和3年人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿ってご説明させていただきます。また、お手元の議案書、新旧対照表も併せてご参照ください。

それでは、概要資料のおもて面の上段①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、令和4年度の期末手当支給月数の0.15月の引下げ及び昨年の令和3年度減額調整分0.15月、合わせて0.3月の減額でございます。

一覧表に基づいてご説明させていただきます。

表のほうは4段で示しております。

1段目は現行の賞与月数、2段目（A）は令和4年度の均等月数での減額改正後、3段目（B）は令和3年度分の減額調整分、4段目は令和4年度中の最終的な期末手当の支給月数を示しております。

まず、現行の賞与期末手当の支給月数は、6月期、12月期とも2.2月で、合わせて4.4月の支給でございます。

次に2段目ですが、改正後の（A）令和4年度では、人事院勧告を踏まえ、6月期、12月期からそれぞれ0.075月ずつを均等に引き下げ、2.125月とし、合計で4.25月の支給、現行と比べて0.15月の減となります。

次に、3段目の（B）令和3年減額調整分のところですが、昨年給与法案の臨時国会への提出がなされず、令和3年12月賞与の減額ができなかった代替措置として、令和3年度分を令和4年6月賞与支給時期に減額調整することになります。

次に、最後の4段目の（C）令和4年度対応の部分をご覧ください。

（A）の令和4年度の減額分と（B）の令和3年度の減額調整分を合わせて、期末手当0.3月の減額で、令和4年分に限り、年間賞与全体で現行の4.4月から4.1月へ支給月数の減額となります。

最後に、附則の内容でございます。

議案書裏面の改正案文のところをご覧ください。

附則1、施行期日ですが、令和4年4月1日の予定でございます。

また、附則2では、令和4年6月賞与支給時の特例措置、令和3年減額調整を追加規定してお

ります。令和3年12月の賞与支給時に減額できなかった部分、既に支給された期末手当額から現行2.2月分に含まれた、引き下げる予定だった0.15月分を差し引く形となります。

算出式としましては、支給済みの期末手当額に220分の15を乗じて得た調整額を、令和4年6月に支給予定の期末手当額から追加減額されることを明記しております。

改正の内容説明は以上です。

国会での法案審議が遅れておまして、追加議案になってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

竹原君、賛成ですか。反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 竹原君。

○竹原伸晃議員 議案第23号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回は減額の提案でございます。増額になりましたら反対討論ということになるのですけれども、これはやはり提案理由にもあるように、人事院勧告を踏まえということで、世間一般の景気を反映したものというように捉えさせていただいております。

一言で書けばそのようなことなのですが、やはり社会の皆さん、給与の話を知るとですね、厳しい現実が見えてきます。その辺をくんでいただいたということを賛成の理由とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第24号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第6、議案第24号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和3年人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する条例の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿って、ご説明させていただきます。また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

それでは、概要資料のおもて面の下段、②特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、令和4年度の期末手当支給月数の0.15月の引下げ及び令和3年の減額調整分0.15月、合わせて0.3月の減額でございます。先ほどの議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の内容と同じ内容でございますので、一覧表に基づく説明は割愛させていただきます。

最後に附則の内容でございます。

附則の施行期日、先ほどの議会議員の報酬条例と同じく、令和4年4月1日の予定で、令和4年6月賞与支給時の特例措置、令和3年度の減額調整分を追加規定するものです。

改正内容の説明は以上です。

こちらのほうも国会の法案審議が遅れておまして、追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第24号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第25号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第7、議案第25号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和3年人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給率の改定を実施するため、また、行財政改革の推進を図り、総合計画に基づく重要施策の推進に資するため、本条例に所要の改正を行うものです。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配付しております概要資料に沿って説明させていただきます。また、お手元の議案書、新旧対照表もご参照ください。

それでは、概要資料の裏面③一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

い。

改正内容は、正職員の期末手当の支給月数の0.15月の引下げ、再任用職員の期末手当は0.1月の引下げで、それぞれ令和3年12月期に引き下げできなかった部分も令和4年6月期の賞与支給時に減額調整するものです。

任期付職員、会計年度任用職員の期末手当の月数に関しましては、人材確保、処遇維持の観点から引下げの実施はいたしません。

また、職員給与の独自減額に関しましては、現行の2%から1%に減額率を引き下げて実施するものでございます。

まず、概要資料上段の正職員の一覧表に基づいてご説明させていただきます。

現行の賞与のうち、期末手当の支給月数が6月期、12月期とも1.275月で、勤勉手当と合わせて4.45月の支給でございます。

次に2段目ですが、改正後の(A)令和4年度では、人事院勧告に準じて、6月期、12月期からそれぞれ0.075月ずつ均等に引き下げ、1.2月ずつとし、勤勉手当と合わせて4.3月の支給、現行と比べて0.15月の減となります。

次に、3段目(B)令和3年減額調整分のところですが、昨年、給与法案の臨時国会への提出がなされず、令和3年12月賞与の減額ができなかった代替措置として、令和3年度分0.15月の減額を令和4年6月賞与支給時に追加で減額調整することになります。

次に、4段目(C)の令和4年度対応の部分をご覧ください。

(A)の令和4年度の減額分と(B)の令和4年度の減額調整部分を合わせまして、期末手当0.3月の減額で、令和4年度に限り、年間賞与全体で現行の4.45月から4.15月へ、0.3月の支給月数の減額となります。

また、概要資料下段には、再任用職員の期末手当の減額について表記しておりまして、令和4年度の支給月数0.1月の引下げ、令和4年6月賞与支給時の0.1月の減額調整、合わせて0.2月の年間賞与の減額となります。

なお、令和4年度の職員給与の独自減額につきましては、厳しい財政状況が続く中、各種事業の推進も必要であります。期末手当の減額調整負担分も考慮し、職員団体との協議の上、現行の2%から1%に減額率を引き下げ、給与の独自減額を1年間実施するものでございます。

最後に附則の内容でございます。

議案書裏面の改正案文をご覧ください。

附則1、施行期日ですが、令和4年4月1日の予定です。

また、附則2では、令和4年6月賞与支給時の特例措置、令和3年減額調整の部分を追加規定しております。令和3年12月の賞与支給時に減額できなかった部分、既に支給された期末手当額、現行1.275月分に含まれていた、引き下げる予定だった0.15月分を差し引く形となります。

算出式としましては、支給済みの期末手当額に正職員は127.5分の15を、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た調整額を令和4年6月に支給予定の期末手当額から追加減額されることを明記しております。

附則の4につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給率を維持するために、そのための読替え規定の改正でございます。

改正内容は以上です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

竹原君。

○竹原伸晃議員 この一般職の職員の給与に関する事で、実際の話をお話していただきたいと思っております。行革といえども、職員の士気に関わる事、そしてまた人材確保について、やはり給与の事に関しては、岬町の中で働いていただく方に関する事でございまして、2つのことが1つになっているので、実際の話、この賞与については減る、そして、給与については減額分が減るので増額される、この効果、プラスマイナスするとマイナスなのか、プラスなのか、その点を教えていただきたいと思っております。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

減額につきましては、もともと職員のほうで2%の独自減額を継続して行ってきた状況でございます。今回、2%から1%に独自減額の率を落としてということなんですが、もともと2%の独自減額を実際令和4年度の予算ベースでしたとすると、1,980万円程度で、2,000万円程度の減額ということでございます。今回の条例改正の中で、1%の減ということで、その約半分の990万円、約1,000万円程度の人件費の減額という形になりまして、負担的には減額という形になります。

それで、さらに人勧のほうですが、人勧のほうに関しましても、影響額としましては、令和3年度部分と令和4年度部分、2か年分の期末手当の減額ということで、これも職員全体で言いま

すと1,800万円ほど、1,869万円ほどになりますので、もともと以前から2%の独自減額だと、2,000万円程度、人件費の減。今回に関しましては、賞与のほうで1,800万円、期末手当のほうで990万円ということで、減額的にはかなりの負担という形にはなっておりま

○道工晴久議長 竹原君。

○竹原伸晃議員 理事にもう1度確認させていただきたいのですが、負担があるということは、給料として出しているということでもいいのかな。職員の立場としてはプラスになるのか、マイナスになるのかという、そこを単純に、そういう回答をお願いします。

○道工晴久議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 すみません。ちょっと説明不足で申し訳なかったんですけども、その職員の負担としては、2%から1%になりますので、職員の負担という意味では、負担は少なくなります。

そうですね。実際、2%の減額を継続していたとすると、2,000万円の減額という、それが今回1%になりますので、1,000万円程度の減額ということで、その負担の額は下がるといことなんですけども。

○道工晴久議長 竹原議員の言っている、話の中身が合っていませんね。

もう一方の分との比較とおっしゃっているの。

○廣田まちづくり戦略室理事 すみません。再度説明させていただきます。

人勸による令和4年度の減額に関しましては、合計で1,869万5,000円です。期末手当の減額が1,869万5,000円です。2%から1%に減額になるんですけども、2%を減額したとすると、1,983万3,000円の減額なんですけど、1%はその半額で、991万7,000円となりまして、減額、2%から1%に減額される額的には、1,000万円ぐらいプラスアルファということになります。

○道工晴久議長 川端室長。

○川端まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、廣田のほうから、細かい数万円単位のご説明をさせていただきましたが、獭つとした金額を説明させていただきますと、人事院勧告の減額による措置が約2,000万円です。職員の独自減額をこのまま継続して、2%の減額措置をした場合が2,000万円で、合計4,000万円の減額による職員負担が生じます。したがって、独自減額の2%減額を1%に減額することにより、その2,000万円の半分、1,000万円の減額になりますので、今回の条例改正

によりまして、4,000万円の負担のところを3,000万円の職員負担をお願いするということとなります。

○道工晴久議長　そういうことですから、もしまた分からなかったら、終わってからゆっくり聞いてください。

竹原君、もうよろしいですか。

中原君。

○中原 晶議員　少しお聞きするのはですね、今回、繰り返し説明されているとおり、今年度分については、措置が遅れるということになるわけですね。今年の6月期の期末手当、一時金で遡及して対応するということが1つありますね。

それでね、その点について1つお聞きしたいのは、これ、退職された方などはどうなるのかと。こういった事柄で、不利益になることについては、遡及しないという考え方が一般的にはあるというように、私は思っているのですが、もともと原因をつくったのは国の側ですよ。国がね、言ってきたのが遅れて、それをさかのぼって、地方でもしなさいとはね。それ自体は私はむちゃくちややだと思っていますけれども、国の言うとおおり、せざるを得ないという事情もおありでしょうから、ただ、その退職された方、この人たちからもお金を返してもらうのかというところが、1つの疑問なのです。そこは実際どうなさるのかということが1つです。

それから、この説明資料の一番下の変わった点線の中に囲んである説明について、お聞きしたいのですが、任期付職員と会計年度任用職員に関しては、前回に引き続き、期末手当の引下げや減額調整は実施しない。これ、結果としては引下げの対象にしないということを行っていると思っているのですが、この任期付職員と会計年度任用職員の扱いについては、人事院勧告ではどのようなになっていますか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長　廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事　中原議員のご質問にお答えします。

まず1つ目の退職者の期末手当の減に関する部分なんですけれども、基本的には退職者、退職された方から、遡及して期末手当を返還してほしいとか、そういうことは言えませんので、退職者に関しましては、何もいたしません。

ただ、定年退職されて、再任用として残る方に関しましては、令和3年度分の調整分も含めまして、引き下げさせていただく方針でございます。

それから、2つ目のご質問です。

任期付職員と会計年度任用職員の部分ですが、実際、そうですね、正職員とそれから再任用部分に関しまして明記しているんですけれども、任期付職員は、特別な任期付職員の部分に関しましては記載があるんですけれども、本庁で雇用している通常の任期付職員に関しましては、各市町村で判断するという事です。会計年度任用職員に関しましては、もともと制度設計上、正職員の賞与月数、期末手当の賞与月数に合致、もともとの制度設計はそういう形なんですけれども、岬町の場合、財政状況等を勘案しまして、再任用職員の期末手当月数に合わせて、低い額でもともと設定をして、現在に至ります。ただ、再任用職員に関しましては、期末手当の月数をマイナスするということが明記されておりますので、実際、会計年度任用職員と任期付職員の期末手当の月数自体を、再任用さんが動くので、一緒に合致することも検討はいたしました。ただ、処遇の維持、人材確保の観点から、非正規である任期付職員、会計年度任用職員は現行のまま動かさないということで、方針決定した次第でございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第25号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛同しかねる立場で討論を行います。

今、いろいろお聞かせいただきまして、組合との協議の結果、岬町が独自に行ってきた2%独自減額については、1%というように縮減をするということで合意されたということだろうと認識いたしました。そのことに加えて、恐らく組合との協議の中で、人事院勧告については、勧告どおり実施しますということも併せて協議の中でなさって、職員組合としては、先ほど竹原議員が確認したとおり、減額幅が縮減されるだけのことで、もう給料は減ると、年間のね。そのことは間違いないけれど、そういった形で町財政に寄与しようという結論を出されたのだろうと推察いたしますので、その意思は意思として尊重するべきかもしれませんが、やはり長引くコロナ感染の対応で、役場の職員の皆さんは、住民全体の奉仕者として、本当に必死になって働いておられると思いますので、その皆さんの勤労意欲を損なうような給与の減額については、賛同しかねると考えるものであります。

また、公務員の収入の減少というのは、地域経済全体の停滞にもつながるものとも言えますので、そういった観点からも、給与の引下げについては賛成できないと考えるものであります。

もともと、その人事院勧告というのは、かねてから私は主張しておりますが、必ずしも決まったとおりに実施する必要はない、独自の判断で行えばいいというように考えるものでありまして、官民の較差を基準に、今回については引下げということが決まったところでありますけれども、やはり職員の皆さんにも生活がありますから、暮らしを安定させることで、創意工夫のある仕事ができ、そのことが住民サービスの向上につながるという好循環を生むような施策の展開が望ましいと考える立場から、賛成できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

賛成討論、竹原君。

○竹原伸晃議員 議案第25号に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、苦しいところではございますが、賛成の立場で討論させていただきます。

質疑でさせていただきましたが、全体的にどうなるのかというのが知りたかったので、ふだんから2,000万円の協力をいただいているのが、このまま人勧だけ受けていると、4,000万円のことになってしまって、それを緩和するために減額率を2%から1%にして、1,000万円を圧縮したという回答でした。その協議については、いろいろ難しいところであったとは思いますが、先ほども言いましたけれども、行革といえどもですね、職員の士気に関わること、人材確保に関わること、そういうことに関してね、良い人材を岬町に育てていただく、また雇用する件に関してもね、給与面、しっかりと今後も検討していただいて、また行政のほうとしても、良い人材を確保できるような施策というのを進めていただきたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第25号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第8、議案第26号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第14次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第8、議案第26号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第14次）についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、国において離婚等により、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない養育者に対する給付の方針が示されたことから、必要な経費を計上し、繰越明許費を設定するとともに、学校図書への指定寄附を受けたことから、その経費の計上を行うものでございます。

これらにつきましては、いずれも早急な対応が求められることから、追加議案とさせていただいたものでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の制度では所得制限を設けているのに対して、町の独自施策として所得制限を廃止した上で、現金を一括支給することで、様々な困難に直面した多くの方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられる制度としたものでございます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照いたします。

それでは、予算書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,894万7,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照いたします。

国庫支出金といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金250万円を計上いたしております。内容といたしましては、離婚等により給付金を受け取っていない養育者に対する給付金の予算化に伴う財源を計上するものでございます。

寄附金といたしまして、個人から深日小学校への寄附金5万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

3ページをご参照いたします。なお、詳細につきましては、10ページ、11ページに記載して

おりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金250万円を計上いたしております。内容といたしましては、離婚等により養育者が給付金を受け取っていない対象児童25人分の給付金を計上いたしております。

教育費といたしまして、個人から深日小学校への指定寄附金を財源に、図書購入費5万円を計上いたしております。

次に、4ページをご参照願います。

「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により、翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業を計上いたしております。繰越限度額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

坂原君。

○坂原正勝議員 1点だけ確認をお願いします。

新たに離婚等によって給付金を受け取ることができなかった方に、新たに対象として給付金をするということですが、この対象者に対するその住民への周知ですね。あるいはその申請方法など、詳細をお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 松下理事。

○松下しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、対象者については、こちらでできる限り把握できる方法、例えば児童扶養手当の申請であるとか、児童手当の受給者の変更、そういった、あと住民異動届、18歳以下の住民異動があれば、子育て支援課に来ていただくことになっていきますので、そういったことによって、こちらの把握できる対象となる可能性のある方について、個別通知を出しております。それと、ホームページによって周知しております。

○道工晴久議長 坂原君、よろしいですか。

他に。中原君。

○中原 晶議員 ただいまご説明いただいたことで、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、対象になる方に個別の通知、それからホームページで幅広くということで、周知については方法が分かりました。申請はどのように、申請する側は、自分が対象だということになったときに、申請することになるのか、その申請の手法について、教えていただきたいと思います。

それから、もう1つお尋ねするのですけれども、これ、あとこの制度が導入されて予算措置されたときに、この問題については私もこの議会でお聞きしましたし、離婚をしてなくても別居状態にあるのに、養育者の手に10万円が渡らないということはどうするのかということについて、お聞きしていましたから、その後、こうやって国が動いてですね、措置されるということになったのは、喜ばしいことと思っているのですが、そのとき既に、養育していないほうの親に10万円が渡っているという可能性は大いにあると思うのですが、その場合はどのようになさるのか。平たく言うと、返還を求めるのかどうかということについて、方針をお聞きしておきたいと思います。

それから、少し私はよく分かっていないのですが、今回の提案ですね、これは、離婚等の方に25人、1人10万円ですね。これに加えて、新生児15人というように書いているのだけれど、この新生児15人の分の予算措置は、この補正予算の予算書の中のどこに書いてあるのか、よく分からないのですけれども、議案書の見方みたいなことで、お粗末な話ですが、教えていただきたいと思います。

○道工晴久議長 松下理事。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、申請方法ですが、令和4年2月28日までに離婚したことが分かる書類をご用意いただきます。その書類は、離婚届受理証明書とか、戸籍謄本、戸籍抄本、そういったものでございます。あと、住民票、令和3年度の市町村民税課税証明、また非課税証明書、こういったものをご用意いただいた上で申請していただくということでございます。

次のご質問でございますが、子どもを養育していないもう一方の親に10万円が渡っているとき、どうするのか、返還まで求めるかというご質問でございますが、そちらについては、返還までは求めないということでございます。

最後のご質問ですが、今回、離婚25人分の補正ということになっています。離婚25人分ということで250万円ということで、あと繰越明許費として新生児、2月から3月分の新生児15人分を見込んで、計上しております。

○道工晴久議長 補足説明を、相馬部長。

○相馬財政改革部長 財政担当のほうから、ご説明させていただきます。

新生児の方についての予算計上のご質問でございますけれども、これにつきましては子育て世帯への臨時特別給付金というのが12月補正の第10次の補正予算で上程させていただきました。その中の説明の中で、対象児童が令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた新生児も対象となるということでございました。これにつきましては、当初から2月、3月の新生児の方も含めた対象と考えてございまして、そのとおりに予算化をしているものでございます。

今回、2月、3月に生まれた方につきましては、申請等の関係で、翌年度になってしまうおそれがあるものですから、繰越明許費ということで、計上させていただいたものでございます。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 そういうことなのですね。何か、説明の補足説明資料には、その新生児、2、3月、15人と書いてあるけれども、これは、1人10万円ですよ。そのお金が、私はてっきりその歳出として、出てくるべきものだろうと思っていたのだけれど、それは既に12月議会に提案された中に入っているから、今回の予算で言うと、繰越明許の中にしか入っていないと、そういうことなのですね。よく分かりました。ご説明ありがとうございます。

先ほどお答えいただいた養育をしていない保護者に渡った10万円の問題なのですが、これは、私は、住民感覚からいきますと、返してもらいべきだと考えるのが普通だと思います。ただ、この取組は全国的に国に先駆けて自治体独自に取り組んでいるところが既にあるのですよね。その中でも、返してくれと言っていくのだけれども、実際問題困難なところもあると。そういう場合はもう仕方ないなという判断をして、独自にこういった取組を国に先駆けて既に行っているところがあるわけなのです。だから私は、何が何でも取り返すべきだと、それぞれの事情もありますので、そこまでのことをここでは言いませんが、やはり返還については求めるという努力は行うべきであろうと思います。事実に基づいて事業を進めるというのが妥当だと思うのです。

これは全額、これは国から措置されるわけですよ。だから、そういう意味で言うと、岬町の腹は痛まないわけですが、やはり不公平感が住民の間に残るようなことは、すべきでないと思いますから、受け取る必要のない人、必要がないと言ったら言い過ぎかな、本来、事実として養育している方に渡すべきであるということをお求めおきたいと思います。

それで、1つ確認なのですが、お答えいただいた中に、令和4年2月28日までに離婚したことが分かる書類というように申請者の必要書類についてお答えになりました。これは、離婚が成立していないと対象ではないという意味ですか。

○道工晴久議長 松下理事。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

既に離婚をしていないと対象とならないかというご質問でございますが、離婚協議中で配偶者と別居している場合で、客観的に事実を確認できる書類がある場合や、児童手当の受給者を変更していて、実施している場合なども含むというふうにお考えいただければと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんね。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第26号、令和3年度岬町一般会計補正予算(第14次)について、賛成する立場から討論を行います。

今、質疑でいろいろ聞かせてもらいながら、私の考えについては述べさせていただきました。改めて求めることとしては、丁寧で柔軟な対応への努力を尽くしていただきたいということを求めて、賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第26号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第14次)について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第9、議案第27号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第9、議案第27号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第1次）について」をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中で、引き続き家計への影響が懸念されることから、水道料金の基本料金の減免と、学校給食費の半額の減免を行うための経費、4月から子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した方への接種が実施されることから、その経費を計上するものでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策にかかる町の独自施策として実施しております家庭用水道料金の基本料金、及び小中学校給食保護者負担金の減額措置は、いずれも令和3年度末をもって期限を迎えることとなります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家計への負担を考慮し、令和4年度につきましても、引き続き町の独自施策として取り組むものでございます。

また、子宮頸がんワクチン接種につきましては、国の方針により、接種後の副反応の発生頻度がより明らかになるまでということで、平成25年6月以降、定期接種の積極的勧奨を控えておりましたが、副反応の発生率や最新の治験で安全性や有効性を示すデータが国内外で集まっていること、接種後に症状が出た場合の支援体制も整っていることなどから、国において積極的勧奨を再開することが妥当との決定がなされたことに伴うものでございます。

なお、これらについては、いずれも早急な対応が求められることから、追加議案とさせていただいたものでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」を併せてご参照願います。それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,423万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,723万4,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして2,104万円を減額計上いたしております。内容といたし

ましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる町の独自支援策として、小学校給食保護者負担金1,341万4,000円を、中学校給食保護者負担金762万6,000円をそれぞれ減額計上いたしております。令和2年度、令和3年度の保護者負担の全額減免に続き、令和4年度は保護者負担の半額減免とするものでございます。

国庫支出金につきましては、6,264万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策にかかる町の独自支援策に充当するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するもので、水道料金助成4,160万6,000円を、学校給食費助成2,104万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金262万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

衛生費につきましては、4,423万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる町の独自支援策として、令和2年度、令和3年度に続き、令和4年度におきましても、家庭用水道料金の基本料金の50%を減額するための大阪広域水道企業団負担金（水道料金助成事業）4,160万6,000円を、予防接種事業として、子宮頸がんワクチン接種に伴う予診票の印刷製本費、対象者に個別通知をするための通信運搬費、接種機会を逃した平成9年4月1日から平成18年4月1日生まれの女性500人を対象とした、個別予防接種委託料の合計262万8,000円を計上いたしております。

教育費といたしましては、歳入予算において、小学校給食保護者負担金、中学校給食保護者負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にかかる小学校分と中学校分の計上に伴い、分担金及び負担金と国庫支出金との間で財源更正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原君。

○中原 晶議員 今、ご説明いただいたとおり、主には新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金、

これを財源として、来年度の町独自策が示されたところであります。

学校給食については、2年、今年度と昨年度、全額無償にしていたことは、非常に大きな英断だと思っておりました。それが来年度は半額ということになるということをお聞きして、これは何もしないよりはいいのですが、残念だというふうに、私個人としては思っています。

それでお聞きしたいのは、これ、やろうと思ったら、学校給食費に3年目も全額無償ということは、この交付金の金額から言っても可能なわけですね。それをなぜ50%にとどめたのか。それから、まだ残りがあるわけですね。3,000万円程度ということかと思いますが、残りの交付金をどんな事業で手当てをしていこうと、コロナ対策として実施しようとお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 相馬部長。

○相馬財政改革部長 中原議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、追加議案として水道料金の基本料金の減額措置と、小中学校給食の保護者負担金の減額措置の2つの事業の支援策について予算計上させていただいてございます。その財源といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございまして、この交付金については、コロナ感染症の拡大防止だったり、人流抑制の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援であったり、また、社会経済活動の再開を促すための地方自治体が地域の実情に応じて必要な事業をするための交付金でございまして。

併せまして、「補足説明資料」の3ページのほうもご覧いただきたいと思うんですけれども、今回、町への交付金の配分額が約1億1,100万円ということで、今回の補正予算を含む現時点での充当額は約7,100万円となっております。岬町につきましては、子育て支援については重要なものということで位置づけておりまして、引き続き実施をしまいたいと考えているところでございます。ただ、先ほど申しました交付金の関係上、あくまで支援を終了するというものではなくて、引き続き支援を継続するというのを重きに置いた判断だということで、ご理解を賜りたいと思います。

それから、その後の、支援はどのようなものを予定しているのかというご質問でございまして、3月22日をもちまして、第6波にかかるまん延防止等重点措置が終了したものでございます。いまだ感染の収束が見通せない状況の中で、今後の支援策についても、引き続き検討する必要があると考えてございます。感染状況や、また住民生活の状況など踏まえながら、適時適切に対応をしまいたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 先ほどの中原議員の質問と一部重複するところがあるのですが、今回この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、こちらを財源として、これまで令和2年度と令和3年度、もう様々な町独自の支援策というのを展開されてきたと認識しているのですが、今回、その中で、この水道料金の基本料金の50%減額と、あと小中学校の給食費の保護者負担金の今回は50%減額というところなのですが、この2つの施策を選択した理由というか、考え方というところのご説明をお願いします。

○道工晴久議長 相馬部長。

○相馬財政改革部長 谷地議員のご質問に対してご答弁を申し上げます。

今回、2つの施策を予算計上させていただいているところでございます。この2つの支援策につきましては、例えば令和3年度では、高齢者への商品券の交付事業であったり、事業者への支援事業など、支援の時期がある意味限定したスポット的な支援となっております。そういった支援と違って、今回計上させていただいております2つの事業については、4月から翌年の3月ということで、年間を通じた支援でございます。このままでは令和3年度をもって一旦終了となってしまいます。コロナ禍の中で、令和4年度も引き続き支援が必要と考え、追加補正とさせていただいたところでございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原君、賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 議案第27号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第1次)について、賛成する立場で討論を行います。

先ほどの質疑で、町の考え方についてはお聞きしたところであります。

憲法で義務教育は無償と掲げられておりますので、本来は学校給食費についても保護者負担というのは求めないというのが憲法上、求められている在り方であります。しかしながら、実際にはそうになっていない市町村のほうが多いというのも事実でございます。

ただ、このコロナを契機に、学校給食費について、無償化が全国的にも広がっておりますし、せんだって、高槻市では、学校給食費をもう制度として無償にすると、近くは田尻町などが取り組んでおられますけれども、そういったところも出てきておりますので、コロナ対策として、年間を通じて支援を行いたいという町の考えについては、理解するところでありますし、そういった温かみのある町政を実施したいということは適切であるし、そういった視点が必要だと思えますが、今後さらに、学校給食については、無償にできるように、ぜひ前向きに検討していただきたいと求めると同時に、残されているおよそ3,000万円のコロナ対策の臨時交付金、これについても一番困っているところに手当をしたいということで、一旦置いておくという言い方が適切かは分かりませんが、今後検討して事業化したいということであろうと思えますけれども、その言葉にぴったりくるような、お困りのところに適切に手当がされる事業化を求めておきたいと思えます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第27号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第1次）について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後1時8分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年3月24日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝